

# 被災者・住民と力を合わせ行政を動かそう

## 12・15 大阪防災問題報告・懇談会での山下よしき副委員長の報告（大要）

党大阪府委員会が12月15日に行った「災害から府民を守る国政・大阪府市政報告・懇談会」での山下よしき副委員長・参院議員の報告（大要）を紹介します。

わが党の災害対策について報告します。今年は大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震など大規模な自然災害が連続しました。亡くなられた方、被災された方に、あらためてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

### ●代表質問での2つの提起

私は10月31日の代表質問で、安倍総理に災害対策について2点を提起いたしました。この2点は、阪神淡路大震災あるいは東日本大地震など、繰り返される大規模自然災害の経験をつうじて私たちが痛感している問題点であります。

#### 住宅と生業の再建

1つは、被災者の住宅と生業(なりわい)をどう再建するかです。東日本大震災では、いまだに5万7千人もの被災者が避難生活を強いられている。7年半もたつのになぜ住宅再建ができないのか。インフラの点検だけでなく被災者の住宅と生業の再建に関わる問題点の把握こそ緊急に行うべきではないか、と提起いたしました。

政府は、災害の後、必ず道路や港や空港の被害の点検、対策の策定をやります。しかし、被災者の住宅と生業の再建について、いったい何が障害になっているのか、なぜこんなに遅れているのか、を真剣に把握していないのではないか、という問題を提起しました。

首相の答弁は、いろいろ言っていますが、「スピード感をもって全力で取り組んでまいります」というだけでした。なぜいまだに住宅の再建ができないのか、私の問いに答えはありません。政府は住宅再建に関わる問題点を把握していないし、把握しようとしていないということです。

わが党は、阪神淡路大震災以来の被災者支援のたたかいをつうじて問題点は明確だと認識しております。問題点は2つあります。

1つは、被災者個人の住宅再建に対する公的支援がない、あるいは不十分であり、2つは、被災者向けの災害公営住宅の建設が足りないという問題です。大規模災害の後の問題点は、共通してこの2点です。その結果、どうなっているかといいますと、阪神淡路大震災から来年1月17日で24年になりますが、被災者のみなさんの個人住宅の再建には1円も出ません。災害復興公営住宅の建設戸数が少なかつたため、入居できない方がたくさんいました。兵庫県や自治体は、公営住宅を建てない代わりに民間アパートやURの住宅を借り上げて、入居をすすめました。ところが今になって「実は、借り上げ期限が20年だった」と言って、入居者の追い出しにかかっています。入居している方々は高齢で、最寄りの病院はここ、買い物はどこかスーパーかなどを決めて日常生活を送られています。今になって出て行けとは、生存権にかかわる大問題です。

私たちは、被災者生活再建支援法の支援金、全壊世帯に300万円では足りない、津波で住宅が土台から根こそぎ失った世帯には500万円に引き上げること、大阪で大きな問題になっている半壊や一部損壊にも支援の対象を拡大することを決断すべき、と求めました。そのためにも、政府に問題点を把握させなければなりません。

#### 被害を拡大させず命を守る

2つは、被害を拡大させず、命を守るための防災対策です。大阪で9歳の児童らが犠牲となったブロック塀の倒壊も、倉敷市真備町で高齢者の多くが自宅1階で溺死した堤防の決壊も、その危険が早くから予測されていたにもかかわらず、危険を最小化する対策がとられてこなかったことが共通しています。

例えば、ブロック塀が地震に弱いことは40年前の宮城沖地震の時から分かっており、ブロック塀の耐震強度を高めるために建築基準法の施行令が改正されておりますが、これが放置されていたのです。倉敷市真備町の堤防決壊も、支川である小田川の水位より本川の高梁川の水位のほうが高くなり、支川に洪水が流れ込む危険があることが分かっており、現地の党は合流地点を下流に移すよう求めていました。また、高梁川の中洲に生い茂った樹木を取り除くよう求めていたのです。どちらの対策も取られておらず、堤防が決壊し、痛ましい事故が起こったのです。

そこで私は、何が原因なのか、どうすれば命を守り抜くことができるのか、底をついた検証を行い、防災対策の在り方を抜本的に転換するよう求めました。首相の答弁は、なぜ問題が放置されたのかの答えはありません。底をついた検証と防災対策の抜本的な転換を求め続けなければ、被災した痛苦の教訓が生かされません。同じことを繰り返させてはなりません。政府の姿勢を実際に変えさせる必要があります。

#### 過去の教訓を生かす

南海トラフの巨大地震への対応はもちろん重要ですが、過去の災害の教訓を忘れてはなりません。この教訓を生かしてこそ、新しい問題にも対処できると考えます。



18年近畿ブロック事務所ニュース

Tel06(6975)9111 Fax06(6975)9115

【府県・地区・地方議員御中】

No. 47(2018.12.21)

## ●議員が請け負うのではなく住民の運動に

では、どうするか。私は、被災者や住民といっしょに地域の防災上の問題点や課題をチェックし、行政を動かすことが大事だと思います。その点では、6月の大阪北部地震や9月の台風21号災害での大阪における被災者支援、救援活動は重要な教訓をつくったと思います。

大阪北部地震は6月18日でしたが、1カ月後の7月16日、高槻市のつどいに参加したところ、会場いっぱいの参加者から口々に語られたのは被災の実態と救援活動のことばかりでした。ある町会長は『赤旗』に載った救援制度の紹介をプリントして住民に配って喜ばれた」と語り、島本町の方は「宮原府議に淀川の支川の堤防を視察に来てほしいと、町会あげて視察に取り組んだ」と語りました。ここには、「国民の苦難の軽減」を立党の精神とするわが党の真骨頂が発揮されているではありませんか。

私が大事だと思うのは、被災者といっしょに自治会も巻き込んで支援活動を行うこと、議員が請け負うのではなく、住民運動にしてゆくことが大事です。そうしてこそ、行政を動かす力になり、共産党への信頼も高まると思います。台風21号で被害を受けた農業用ビニールハウスへの支援も、農民連のみなさんを先頭に、行政や国と掛け合い、重要な成果をあげました。

## ●一部損壊への支援実現を

残された課題についてのべます。一部損壊への支援は、大阪にとって大変重要な課題です。北部地震での住宅被害は5万件、台風21号での住宅被害は6万を超えています。その99%は一部損壊ですが、一部損壊といってもかなり幅があります。屋根瓦がずれたところは、直すのに100万円以上、数百万円かかることもあります。放置すると雨漏りで、やがて家が住めなくなります。

一部損壊を直すことは生存権を保障する大事な課題ですが、熊本地震のときには実現できていません。大阪では、取り組みを強めて、一部損壊への支援を実現させましょう。宅地の被害についても、支援の実現が求められます。草の根で住民と結びつき、苦難の軽減を立党の精神とするわが党の出番です。被災者、住民といっしょに運動して実現させましょう。

### 被災地域だけの問題ではない

大事なことは、地域の防災上の問題や課題をチェックし、行政を動かすことは、今回被災した地域にだけ必要なことではありません。全国・大阪中、どこでもこの運動が必要です。いまや、震度6程度の地震や超巨大台風は、いつどこで起こっても不思議ではありません。多くの国民が災害の不安を持っています。住民といっしょにすべての党支部、地方議員のみなさんが取り組むべき課題があります。その中で、見つかった問題や対策を、地方選挙の地域政策にしていくことが大切です。住民と一緒に運動すれば、住民自治の力を高めることになるでしょう。自分たちの住む街にどんな災害の危険があるのか、住民が自覚することは防災対策のイロハのイです。



## ●運動と自治体の対応で制度をつくってきた

被災者・住民の運動と自治体の対応が国の制度をつくってきました。被災者生活再建支援法は、阪神淡路大震災以来の被災者の粘り強い運動と、自治体の前例にとられない思い切った対応によって、「私有財産の再建は支援しない」という政府の分厚い壁を動かす、つくられ、拡充してきた制度であります。

### 「私有財産の国」の厚い壁を破った

私も、阪神淡路大震災のとき、大阪から国会に送っていただき、被災者支援をライフワークにしております。当時、村山首相や橋本首相に被災者支援をつきつけても、「私有財産制の国では、個人の財産は自己責任が原則」と冷たく突き放されました。

その時、政府が動かないなら、被災者と議員が法律をつくろうと運動しました。その運動におされた自民党が、このままでは選挙に負けると恐れて提案してきたのが、「被災者支援に100万円。テレビ、冷蔵庫の買い替えに使える」という使い勝手の悪いものでした。あまりに評判が悪かったが、鳥取西部地震のとき、片山知事が「壊れた住宅の再建に、県が300万円支援」を打ち出しました。「道路や橋を直しても、山間部に住む高齢者に家屋の再建は困難。やがて村から出てゆくことに。人がいなくなった村に道路や橋だけ直して、何の役にたつだろうか。住宅の再建を支援してこそ、村が存続できる」といって実現させたのです。片山知事に国会に来ていただいて、「そんなことしたら憲法違反と言われませんでしたか」と聞いたら「言われました」と。しかし「憲法何条に書かれていますか」と聞き返したら、答えられなかったといいます。

この取り組みが全国に広がり、国の制度にしてほしいと運動がおこり、2007年10月に「全壊世帯に300万円、家屋の再建に使ってもいい」と被災者生活再建支援法の抜本改正が全会一致で実現したのです。

## ●選挙は政治を動かすチャンス

選挙は、被災者の声で政治を動かすチャンスです。統一地方選挙と参院選挙が続きますから、ダブルチャンス、大チャンスです。ぜひ、被災者・住民の運動で自治体を動かし、国を動かす構えで頑張りましょう。その中で、日本共産党の値打ちを広く住民に実感していただき、連続する選挙で党躍進を勝ちとりましょう。みなさんと一緒に、知恵をしぼり、汗をかいて頑張りたいと思います。